

**事故状況報告書（建設機械用）**

みずほリース株式会社 御中

住 所  
社 名  
担当部・課名  
担当者名

㊞

(TEL)

(FAX)

○<書類ご提出にあたっての注意事項>をお読み頂き、以下項目についてお客様にてご記入願います。

契約番号			
物件名			
型式・機械番号			
事故発生日	年 月 日 :	時	分頃
事故発生場所(住所)			
事故の状況	<input type="checkbox"/> 全損（修理依頼先発行の修理不能証明添付） <input type="checkbox"/> 分損（修理後継続使用）		
物件の状況	<input type="checkbox"/> 修理前（現場保管中） <input type="checkbox"/> 修理依頼中 <input type="checkbox"/> 修理完了 <b>*必ず&lt;書類ご提出にあたっての注意事項&gt;（2）、（3）をご覧ください</b>		
事故の種類と 必要添付書類	添 付 書 類		
	写真（カラープリント）	修理見積書（社印のあるもの）	証明書類
<input type="checkbox"/> 衝突・落下・接触等	○	○	—
<input type="checkbox"/> 火災	○	○	罹災証明書
<input type="checkbox"/> 水災・落雷	○	○	気象証明書、又は新聞記事
<input type="checkbox"/> 盗難	—	—	盗難届報告書（当社書式）
事故の原因 損害の状況	① どのような作業に使用中・輸送中・保管中の事故ですか？  ② 事故の原因は？  ③ 損害箇所および損害の程度は？		
修理見積額	¥ _____ <b>*修理見積書（社印のあるもの）を添付してください</b>		
修理依頼先 <u>*必ずご記入ください</u>	会社名 :	(TEL)	
	担当者名 :	(FAX)	
事故当時の運転者 及び保管責任者 <u>*必ずご記入ください</u>	運転者勤務先 :	責任者勤務先 :	
	連絡電話番号 :	連絡電話番号 :	
運転者の資格番号	氏 名 :	㊞	氏 名 : <span style="float: right;">㊞</span>

【個人情報の取扱について】

当社が入手した個人情報は、引受保険会社へ提供し、事故状況の確認のみに利用いたします。

**（１）事故発生後、直ちに事故状況報告書および必要添付書類を当社保険事故受付センターにご提出下さい。**

必要書類が調わない場合でも、当社保険事故受付センターまで、直ちに事故の発生をご連絡下さい。その際、事故状況報告書のみはご記入の上、メール、もしくはFAXで送信願います。

**重要事項**

- ①お客様と修理依頼先のご担当者名・電話番号等、ご連絡先を必ずご記入願います。
- ②事故の状況・原因によっては、損害保険会社からお客様や修理依頼先に直接問合せ・実地調査が必要になる場合がございますので予めご了承願います。
- ③写真は必ずカラープリントで、下記の通り撮影願います。
  - ◇損害箇所が判る写真（損害箇所を撮影したものに加え、全体を前後左右から撮影した4枚）
  - ◇物件の型式・機械番号が判る写真 ◇アワーメーターの写真 ◇事故現場を特定できる写真
- ④事故の状況によっては、別途書類のご提出をお願いする場合がございます。
  - ◇貸出記録、稼動日誌など物件の稼動記録 ◇作業日誌等の修理記録

**（２）物件の修理と損傷部品の廃棄は、必ず、当社および保険会社の了承後にご着手願います。**

**（３）下記の場合は、保険金が支払われません。**

- ①お客様が、当社および保険会社の了承以前に、物件の修理または損傷部品の廃棄に着手された場合で、且つこれを原因として保険会社の事実確認が不可能となった場合。
- ②お客様や修理依頼先から、保険会社による実地調査や問合せにご協力頂けない場合。
- ③ご提出頂いた書類に事実と異なる記載をし、若しくはその書類、証拠を偽造、変造した場合。

**（４）下記の場合は、当社が保険金を請求できません。**

- ①ご提出頂いた書類に不備が有り事実の確認ができない場合、または虚偽の記載がなされた場合。
- ②事故の原因が特定出来ない場合。

**（５）修理に直接関係のない以下の費用は、保険金支払いの対象となりません。**

- ①写真代、見積費用
- ②損害の原因の調査費用、ならびに損害の範囲を確定するために要する調査費用
- ③物件を再稼動するために要する点検・調整・試運転費用
- ④修理費用のうち、応急措置的な修理（仮修理）に伴う費用
- ⑤損害を受けた物件の代替として使用する物件の賃借費用
- ⑥損害を受けた物件の復旧工事に伴う残業・深夜・休日勤務に伴う割増賃金の費用

**（６）ご契約により、1事故ごとに免責金額（お客様の自己負担額）が適用される場合があります。**